

議案第 5 8 号

狭山市都市公園条例の一部を改正する条例

狭山市都市公園条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

	こども動物園
--	--------

」を

「

	こども動物園
	釣場

」に改める。

別表第 3 中第 1 0 項の表を第 1 1 項の表とし、第 9 項の表を第 1 0 項の表とし、第 8 項の表を第 9 項の表とし、第 7 項の表の次に次の 1 表を加える。

8 釣場

区 分		金 額	摘 要
一 般	1 日 券	1, 8 0 0 円	1 1 日券は午前 1 1 時より前に、半日券は午前 1 1 時以後に入場する場合とする。 2 1 日券で、1 0 人以上の者が団体で入場する場合は、左記の金額のそれぞれ 1 0 0 分の 9 0 に相当する額とする。 3 小学校就学前の者は、無料とする。
	半 日 券	1, 0 0 0 円	
高 校 生 以 下	1 日 券	8 0 0 円	
	半 日 券	4 0 0 円	

附 則

この条例は、平成 2 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

平成 2 7 年 9 月 1 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

市民の福祉の増進を図るため、智光山公園に有料の公園施設として釣場を設置したいので、この案を提出するものである。